

令和4年4月15日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙 1)

官 印 省 略
20220315 近畿第 18 号
令和 4 年 4 月 15 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和 4 年 3 月 15 日付け 20220311 近畿第 14 号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

(別紙 2)

指定の解除事業者数：2 事業者

指定旧供給地点群数： 15 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	マロンタウン
	みどり団地
全国農業協同組合連合会 (法人番号：8010005002090)	大島地区
	由良地区
	下山田地区
	矢田地区
	浜詰地区
	和田野地区
	黒部地区
	袖志地区
	平・中野地区
	竹野地区
	成願寺地区
	中野地区
	中津・小田宿野地区